

ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局設置要綱

2021（令和3）年4月1日制定

2022（令和4）年4月1日改正

所 長 裁 定

（設置）

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に、ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

（目的）

第2条 事務局は、文部科学省が運営を実施する研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）を運営支援することを目的とする。

（組織）

第3条 事務局に、事務局長及び局員を置く。

- 2 事務局長は、事務局の業務を総括する。
- 3 局員は、上司の命を受け、事務局の業務を処理する。
- 4 所長が事務局の運営管理及び円滑な業務の遂行にあたり必要と判断した場合には、事務局に顧問を置くことができる。
- 5 顧問は、事務局長の依頼に応じ、事務局の業務に関する助言及び提言を行う。

（業務）

第4条 事務局は、次の事務を処理する。

- 一 課題審査に係る業務
- 二 課題評価に係る業務
- 三 課題管理に関する業務
- 四 補助事業の完了（額の確定）に係る業務
- 五 事業の調査分析に係る業務
- 六 その他ナショナルバイオリソースプロジェクト事業運営の補助業務

（連携）

第5条 事務局の業務は、管理部と連携して行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 2 ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局設置要綱（2009年（平成21年）6月3日所長裁定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、2022（令和4）年4月1日から施行する。